

平成16年度 国立大学法人上越教育大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学部教育)

教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

現行カリキュラムを中期目標・中期計画の教育目標の視点から評価・点検し、カリキュラムの改善について検討を行う。

英語、中国語、ロシア語、韓国語、ドイツ語など諸外国語のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、それを促すために検定制度の活用を検討する。

平成13年度以来、韓国教員大学校との間で行われている短期留学プログラムを継続して実施しつつ、そこにコミュニケーション能力育成に関わる内容を加味するための検討を行う。

学生の海外留学推進のため、国際交流推進室において留学フェア(仮称)を開催し、協定校等の留学情報提供機能の強化を図るとともに、米国アイオワ大学の短期留学プログラム及び中国ハルビン師範大学等の語学研修プログラムによる派遣を検討する。

学校現場における教育の情報化(政府のミレニアムプロジェクト)に向けて、平成17年度末までに、大学での主要な講義室にプロジェクター等の環境を整備する。

卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

教員採用試験受験者比率の向上に努める。

中期計画期間中に教員就職率を65%に高めることを目指し、ベスト10以内の維持に努める。

教員就職率向上のために、「新たな学生就職支援プロジェクト」(仮称)を実施し、総合的戦略を取りまとめる。

卒業生を対象としたインターネットによる遠隔地指導・遠隔地相談等の支援策について、検討を行う。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

本学の教育実習生受け入れ校の教員及び教育実習生自身を対象に、本学のカリキュラムと教育実践の関連について中期目標・中期計画に掲げられている教育目標の視点からアンケート調査及び意見交換会のための方法の開発、協力校における予備の実施、結果の分析・調査方法の改善策について検討する。

(大学院修士課程)

教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

現行カリキュラムを中期目標・中期計画の教育目標の視点から評価・点検し、カリキュラムの改善について検討を行う。

研究プロジェクト等において附属学校及び地域の学校との臨床的研究に重点化を図る。また、これらの研究に院生が加わることも推奨する。

小学校免許等を持たない院生のための「教育職員免許取得プログラム」を導入の方向で検討し、関係規則等を整備するとともに、学生受入れに向けて諸準備を行う。

教科の指導力と子ども理解のための資質能力向上を目的とした臨床研究の在り方を検討する。

修了後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

現職教員の派遣があった都道府県の教育委員会において、現職教員の現場復帰後の活躍の様子や評価について、調査を実施する。

現職教員を除く大学院2年次学生を対象に就職実態調査を実施し、具体的なデータを収集・分析する。

この就職実態調査結果に基づき、平成16年度中に「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」を構築する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

カリキュラム編成による教育成果・効果の検証の1つの方策として教育現場関係者との意見交換などを行い、カリキュラム改善に関する情報を収集し、カリキュラム編成に活かす。

アンケート調査及び意見交換会のための方法の開発、予備的实施、結果の分析・調査方法の改善策について検討する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策として、次のことを行う。

入学志願者に対する充実した説明会を開催するため、入学志願者が求める情報を調査し、実施内容・PR方法・実施時期・実施場所・実施回数等を検討する。

入試情報の掲載内容・利便性等の面からホームページの整備・充実を段階的に実施する。

AO入試に関して、他大学の調査・選抜方法等を含め、その必要性について検討するとともに、入試専任教員を配置したアドミッション・オフィス機能を持つセンターの必要性に関する調査検討を開始する。

積極的に近隣高校等への訪問・進学相談を実施する。

本学との協定校の留学生受入れの方策を含め、多様な選抜方法の導入に関し調査検討する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策として、次のことを行う。

臨床に関わる科目の必修化について、カリキュラムを改善する方向で検討を行う。

本学のカリキュラムの独自性を考慮しながら「シンプル化」に向けた検討を行う。

『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）について具体的計画の検討を行う。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策として、次のことを行う。

ゼミナール等の目標を具体化し、教育効果の評価基準について検討する。

平成16年度から3か年計画で、教員に講義支援システムの定着を図る。

開設授業科目の必修・選択の区分の見直しについて検討する。

学生の希望する授業が重ならないように、時間割作成上のルールを検討する。

実践的指導力育成の観点から、授業科目選択の幅について具体的に検討する。

授業評価方法及び評価結果の活用を含めた授業評価システムを検討する。

遠隔授業システムの構築計画を策定する。教育課程等も並行して検討する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。

海外を含めGPAシステムの実際に関する調査研究を行い、その意義を明確化し、具体的方策を策定する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策として、次のことを行う。

関係委員会等で教員組織及び教員人事について、弾力的な組織及び大学全体での人事に関する方策を検討する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策として、次のことを行う。

シラバス掲載図書を収集する。

授業内容と関連した学習用図書、人間形成に資する教養図書を学生1人当たり1冊以上収集する。

図書館業務システムの更新を行い、利用者サービスの向上を図る。

講義室、プレイスメントプラザ等に無線LANによるアクセスポイントを設置するなど、情報機器利用環境を整備する。

平成17年度末までに、大学での主要な講義室にプロジェクター等の環境を整備する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）として、次のことを行う。

学生からの授業評価を教員にフィードバックし、授業改善及び指導改善につながるような、授業評価方法及び評価結果の活用を含めた授業評価システムを検討する。

授業評価結果等に基づいた、教員個々の授業改善策について評価するシステムの方策に関して、資料収集を行い、具体的に検討する。

本学教員及び小・中学校等の現職教員等が本学授業を参観できるシステムを策定する。

本学教員及び小・中学校等の現職教員等が、教育について情報交換できる機会を定期的に提供するシステムを検討する。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策として、次のことを行う。

各センター及び心理教育相談室の果たす役割・機能を確認の上、その組織等の在り方について、見直しを行う。

本学の社会的貢献を高めるため、特に、小・中学校の教員を対象とした全国レベルの教育研究会への本学からの指導助言者に対して援助や協力を促す方策について検討する。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。

全学的に柔軟な教育指導体制を確立する。講座・分野を越えての教育研究指導体制の可能性や、年度途中での指導教員の変更に係る手続きの検討等を行う。

1年制や遠隔授業システムなど現職教員研修の新しいシステムに関する実施のメリットやニーズ等について調査し、多様な履修形態・学習システムに関し検討する。

研究プロジェクト等において附属学校及び地域の学校との臨床的研究に重点化を図る。また、これらの研究に院生が加わることも推奨する。

附属学校との緊密なパートナーシップを築き、アクションリサーチの基盤としての大学教員、学生、院生と附属学校との交流を深める。そのため、大学と附属学校双方の要望並びに現行の交流の実情を調査・集約して交流実施上のルールや問題点を探るとともに、具体的方策について検討し、実現可能なものから実施に着手する。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策として、次のことを行う。

現行の教育相談窓口、ＴＡ、オフィスアワーの実態を調査・点検・評価する。

定期的なキャリアカウンセリングの実施方法等について検討する。

生活相談・就職支援等に関する具体的方策として、次のことを行う。

学生支援に係る業務・機能の充実、強化を図るため、教育支援課及び学生支援課を講義棟１階に集約する。

既設のプレスメントプラザ（就職相談・資料室）内に就職支援室を設置する。

学生サービスの充実を図る観点から、新たな学務部（大学）事務システムを段階的に導入する。

卒業生・修了生に関する名簿について計画的に整備を進める。

経済的支援に関する具体的方策として、次のことを行う。

学生支援課内に経済的支援等に係る学生相談窓口を引き続き整備し、相談及び関連情報の収集・提供の充実に努める。

学生の居住環境の整備及び福利厚生事業のあり方について、利用者のニーズを把握するため、在学生に対して実態調査を行い、生活環境整備計画を逐次策定する。

社会人・留学生等に対する配慮として、次のことを行う。

教育委員会派遣教員及び社会人学生の生活環境整備を進めるために、実態調査を行い、生活環境整備計画を逐次策定する。

今後、留学生の増加が予定されることに伴い、関係教職員のより一層の質的充実に努めるとともに、留学生に対するチュータリング、カウンセリングの充実を図る。

留学生が地域社会と交流を深めるため「留学生交流会」等を通じた直接対話による交流を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

大学として重点的に取り組む領域に関し、次のことを行う。

近隣諸学校との連携による開発研究プロジェクトを立ち上げ、基本計画案を検討する。

成果の社会への還元に関する具体的方策として、次のことを行う。

学部と附属学校、公立学校等（教育委員会を含む。）との共同研究テーマ策定理念を検討し、共同研究テーマの募集と選定を行う。

各センター及び関係講座・分野が連動し、現職教員のための「教育実践セミナー」について内容の策定を行う。

各講座・分野の「修士論文発表会」を公開で開催し、広く現職教員や教育行政関係者を含めた研究協議の場とするため、運営方法について検討する。

現在実施している附属学校との「研究協議会」について連動を強化し、学校カリキュラムや教育実践に対して問題提起を行うための基本的事項を検討する。

各附属学校研究協議会を開催する。

現職教員の教育活動に資するため、研究成果を還元する出版事業について検討を行う。

新しい教員養成カリキュラムの構築のための策定理念を検討する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

学内で採択する研究プロジェクトについて、大学全体における位置付け、研究の水準・成果、研究成果の公表・公開方法について検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策として、次のことを行う。

関係委員会等で教員組織及び教員人事について、弾力的な組織及び大学全体での人事に関する方策を検討する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策として、次のことを行う。

評価担当の委員会等において評価基準について検討する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育現場での実践を通して、教材の活用状況を把握し、新規なもの、便利なもの、美的外観等を検討し直すことにより、新たな知的財産の創出の可能性を検討する。

「知的財産の取扱いに関する方針」を本学の知的財産本部を活用し策定する。

発明コーディネーターや特許アドバイザーを招聘し講演会等を実施することにより啓発活動に努める。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策として、次のことを行う。

点検・評価及びそのための情報分析を担当する組織を設置する。

研究の成果・効果の具体的位置付けや学校教育現場へのフィードバック方法等を検討し、実施計画を検討する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策として、次のことを行う。

各センター及び心理教育相談室の果たす役割・機能を確認の上、その組織等の在り方について、見直しを行う。

学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。

現在行われている研究プロジェクトを再検討し、研究プロジェクトに基づく大学院開講科目の見直しに着手する。

これまでの附属学校のカリキュラム開発研究、大学における教育研究及び教育実習等の成果を総括し、具体的検討事項を精選する。

情報化の視点から附属小・中学校の情報システムについては、情報基盤センターとの連携・協力を推進する。

電子ジャーナルの安定的供給を図り、アクセス可能タイトル数を拡充し、学術情報流通環境を向上する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策として、次のことを行う。

新潟県教育委員会をはじめ、地域社会との貢献事業などの連携と併せて、地域社会の企画への参画と協力を行う。

学校コンサルテーションの積極的な推進のために、学校に対する調査と分析を行う。

新潟県立看護大学との連携のための協議会を設置し、具体的推進策について検討する。

大学施設を地域に開放するためのニーズ把握のため、アンケート調査を実施し、その調査結果の分析と地域開放の具体策を検討する。

産学官連携の推進に関する具体的方策として、次のことを行う。

教員養成大学における産学官連携の実績や、地域のニーズを把握するための方策の検討を行う。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策として、次のことを行う。

新潟県立看護大学との連携のための協議会を設置し、具体的推進策について検討する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策として、次のことを行う。

国際交流推進室において、協定校との研究者交流及び留学生交流の推進等に関する方針を策定する。

チューター、学生団体（国際交流クラブ）との連携、日本語補講等を充実させ、留学生の学習・生活面での支援を図る。

留学生が地域社会と交流を深めるため「留学生交流会」等を通じた直接対話による交流を推進する。

「海外教育（特別）研究」、「韓国教員大学校」との定期的交流等を推進し、異文化体験を積極的に奨励する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策として、次のことを行う。

協定校との学生交流を積極的に奨励・推進するための具体的方策を検討する。

平成13年度以来、韓国教員大学校との間で行われている短期留学プログラムを継続して実施しつつ、そこにコミュニケーション能力育成に関わる内容を加味するための検討を実施する。

学生の海外留学推進のため、国際交流推進室において留学フェア（仮称）を開催し、協定校等の留学情報提供機能の強化を図るとともに、米国アイオワ大学の短期留学プログラム及び中国ハルビン師範大学等の語学研修プログラムによる派遣を検討する。

現行の「教員研修留学生プログラム」を拡充・整備し、新たにJICA研修生の受入れについて検討する。

教育・人づくり領域における国際貢献、例えばJICA技術教育プロジェクトへの本学教員の協力・参加の可能性を検討する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策として、次のことを行う。

これまでの附属学校のカリキュラム研究、大学における教育研究などの成果を総括し、具体的事項を精選して、アクションリサーチを推進するため、大学と附属学校間で相互に守るべきルール等も含めた企画書の作成を検討する。

「実践セミナー」、「実践場面分析演習」等、教育現場と密接な関係をもつ授業科目について、附属学校との連携を検討する。

学校運営の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

附属学校の教育研究やプロジェクト研究の成果を、HP等で公表するとともに教育図書として刊行する。

教育研究発表会は、一般市民に対しても公開する。

全国及び地域からの学校訪問、授業参観者の受入れを推進する。

学校運営のグランドデザインとその結果について自己点検・評価と、保護者や学校評議員等からの評価（外部評価）を併せて活用し、学校運営の継続的・発展的な改善を目指す。

年2回の学校評議員会を開催し、学校運営のグランドデザインとその結果について意見を聞き、学校運営に資する。

学校評議員の附属学校全体に係わる意見については、各校長、副校長、研究主任で構成する協議会を開催し検討する。

実効性のある危機管理マニュアルを作成し、それに沿った訓練を年に数回実施するとともに、訓練の反省を生かして同マニュアルを改善・整備する。

防火、震災対策、不審者侵入防止対策等の施設設備、併せて健康、栄養、安全教育の実施上の瑕疵をなくすため、定期点検を毎月実施する。

附属学校の教育実践等に関する具体的方策として、次のことを行う。

（共通）

幼・小・中の連携を図るために、各校長、副校長、研究主任で構成する協議会を設置し、連携推進について協議する。

幼から小、小から中への子どもの進学に際し、双方の担当教員間による連絡会を設置し、子どもの学習と生活に関する連絡を密にする。

教育実践の成果について、内外評価を実施する。

（幼稚園）

遊びを中心とした自発的活動を重視しながら、子どもの発達に対応する適切な課題活動についても研究を深め、特色ある幼稚園教育を創造し、研究発表会等を通して社会に発信する。

学生の学習支援ボランティアを取り入れ園生活を充実させる。

（小学校）

総合単元活動、総合教科活動、心の活動の具体的な実践研究を大学教員と共同してさらに推進する。

研究発表とその公開を一層進めるとともに、保護者の自由参観や発表会への参画等、保護者との連携を強化する。

（中学校）

教育目標に即した教育課程開発と単元開発の研究を大学教員と共同して進め、その成果を研究発表会等を通して社会に発信する。

附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

入学者についての多角的な調査に併せて追跡調査を実施し、応募者増や入学者選考方法の改善に向けた基礎資料を蓄積する。

附属学校運営委員会において、各附属学校における入学者選考方式について検討する。

附属学校運営委員会において、各附属学校への応募者の地域拡大と通学のために講ずべき措置について検討する。

幼小、小中双方の担当教員間による連絡会を設置し、連絡入学の円滑化を図る。

公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策として、次のことを行う。

公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策について検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策として、次のことを行う。

学長補佐体制を強化する方向で学内組織を整備し、情報収集、社会的ニーズ調査・分析、企画立案する組織を設置する。

運営組織の効果的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策として、次のことを行う。

教職員の提案、意見開陳の機会を確保する適切なシステムの構築に関する方策を検討する。

全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策として、次のことを行う。

教員組織及び教員人事について、弾力的な組織及び大学全体での人事に関する方策を検討する。

評価担当の委員会等において評価基準について検討する。

学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策として、次のことを行う。

民間経験や高い専門性を有する職員の採用（任用期限付き採用を含む）を行い幅広い人材登用を図り、また、人材活用の推進を図るための具体的な方策について検討する。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的措置として、次のことを行う。

信州大学との連絡協議会及び新潟大学との教員養成・現職教員研修の在り方に関する連携協議会における連携・協力交流事業について、積極的に実施していく。

信州大学、新潟大学以外の大学についても、連携が可能となるよう協議する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策として、次のことを行う。

教育研究組織の編成・見直しを弾力的に行うことができるシステムの構築に着手する。

教育研究組織の見直しの方向性に関し、次のことを行う。

点検・評価を行い、明確となった諸課題への対応策を検討し、改善を図る。

専攻・コース・分野等について内容・名称の変更・新設の必要性や方策を検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策として、次のことを行う。

研究業績を中心に、教育・研究指導の実績も重視した具体的な評価基準等を定め、客観的で公正な人事評価制度の構築を検討する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策として、次のことを行う。

学校現場における教育経験を有する者の全教員中に占める割合を高めるため、その促進策を検討する。

現職教員や指導主事等を一定の任期を付して教員に採用するための制度を検討する。

教員の流動性向上に関する具体的方策として、次のことを行う。

現職教員や指導主事等を一定の任期を付して教員に採用するための制度を検討する。

外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策として、次のことを行う。

外国人・女性の教員への雇用促進のための検討を行う。

事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策として、次のことを行う。

民間経験や高い専門性を有する職員の採用（任用期限付き採用を含む）を行い幅広い人材登用を図り、また、人材活用の推進を図るための具体的な方策について検討し、実施する。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策として、次のことを行う。

客観的で公正な人事評価制度の構築を検討する。また、潜在能力を十分に発揮できる環境を整備するため、インセンティブの付与を基本とする人事評価制度を検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策として、次のことを行う。

各種業務について、事務処理の簡素化・効率化を図る観点から、事務処理の現状を分析の上、実現可能と判断できるものから実施計画を策定し、業務の集中化・電子化等を行う。

各種業務について、費用対効果の観点から、業務分析、供給市場の調査、リスク分析等を行い、アウトソーシングの可能性を検討する。

総務部に企画・管理機能及び研究支援機能を、学務部に教育支援機能及び学生支援機能を担当させる。また、既存課の組織機能を見直すとともに、重点的・専門的事項に対応するため、必要に応じて「室」を設け、機能の分化を図る。

学生支援強化の観点から、教務、学生に関する事務部門の整備を計画的に進め、学生支援業務機能の集約を図る。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策として、次のことを行う。

新規職員採用試験については、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験に参加する。

事務系職員の研修については、初任者研修、中堅職員研修、係長研修等を新潟県内の国立大学等と相互協力し実施する。

また、人事・労務、企業会計等の専門研修についても共同で実施できるよう調整する。

各種業務処理システムの構築を推進するとともに、関東C地区国立大学法人等情報化推進協議会への入会等により、他大学との連携・協力を図る。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策として、次のことを行う。

アウトソーシングになじむと思われる各種業務について、調査及びリスク分析を行う。その結果を踏まえて可能性を検討し、実現可能と判断できる業務については順次、アウトソーシングへの具体的移行方策及び導入計画を策定する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策として、次のことを行う。

情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に配置するとともに、事務組織として「企画室」、「研究連携室」を設置する。

職員に対し、外部資金に関する計画的な情報提供を行う。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。

中期計画の新規事業等について、関係委員会等で地域社会のニーズ等を調査し、事業を実施した場合の収支バランス・効果・影響等を総合的に検討する。

教員並びに地域住民のニーズに適合した公開講座等の拡充について、検討を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策として、次のことを行う。

各事項について具体的に検討を開始し可能なものから実施することによって、管理的経費の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策として、次のことを行う。

地域社会のニーズ等を調査し、既存資産の効率的・効果的な運用方策を検討する。

学内駐車場利用の有料化を検討する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

点検・評価及びそのための情報分析を担当する関係委員会等を設置する。

自己点検・評価の位置付けや評価基準・内容・対象・方法等を検討する。

在学生、卒業生（修了生）、教育委員会、地域住民等からの意見・要望の聴取方法等を検討する。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策として、次のことを行う。

点検・評価結果に基づく改善のための提言と改善を促す取組を行うなどの点検・評価結果を大学運営に反映するシステムを検討する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策として、次のことを行う。

大学情報の積極的な公開・提供のために、情報収集方法、情報発信媒体（方法）の具体的な実施計画について検討する。

U I (University Identity) の確立に向け具体的な実施計画を策定し、逐次実現する。
学生確保のためにどのような戦略的・魅力的な広報を実施していくのか検討する。
教育・研究活動に関係する出版・講演・学会の誘致等に対する援助の在り方及び体制をどのようにしていくのか、具体的な実施計画を検討する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策として、次のことを行う。

既存施設の利用状況を点検する。

学生ニーズや教育研究の動向について、調査・検討する。

施設ごとの整備の緊急性・必要性について調査・検討する。

学生宿舎、大学会館については、必要に応じ管理形態の見直しを検討する。

基幹・環境、耐震性能の低い建物、老朽化した施設については、改修整備計画について検討する。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策として、次のことを行う。

既存施設の利用状況の点検、安全パトロール等の実施、施設の劣化度及び管理状況等の恒常的な点検を行い、ファシリティ・マネジメントシステムのデータを整備する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策として、次のことを行う。

健康・安全管理について、本学における健康・安全週間の実施等を行う。

衛生管理者、衛生推進者、作業主任者等に対する研修等に参加する。

学生及び教職員の安全衛生については、健康診断等の年度計画を作成し実施する。

学生の悩み等に早期に対処するため、学生面談の一層の充実、精神衛生相談のための外部からの専門家の確保・充実、相談体制の案内及び心のケアなどの情報収集・提供に努める。

実験研究環境等の安全管理体制を点検する。

学生等の安全確保等に関する具体的方策として、次のことを行う。

災害防止及び災害発生時における避難等に関するマニュアル（職員版、学生版、児童・生徒版及び学生・職員宿舎版）の作成に着手する。

附属学校において、警察との連携を図りつつ、防犯指導を適時に行うとともに、安全のための防犯避難訓練や交通安全指導等を実施する。

学校便り等で保護者の協力を得る働きかけを行う。

警察等の外部講師による職員研修の実施について検討する。

防災訓練を実施する。

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修 ・災害復旧工事	総額 26	施設整備費補助金（26）

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教員組織及び教員人事について、弾力的な組織及び大学全体での人事に関する方策を検討する。

現職教員や指導主事等を一定の任期を付して教員に採用するための制度を検討する。

事務系職員の採用・養成・人事交流について、民間経験や高い専門性を有する職員の採用（任用期限付き採用を含む。）を行い幅広い人材登用を図り、また、人材活用の推進を図るための具体的な方策について検討し、実施する。

（参考1）平成16年度の常勤職員数 318人
また、任期付き職員数の見込みを2人とする。

（参考2）平成16年度の人件費総額見込み 3,008百万円（退職手当は除く）

3 災害復旧に関する計画

平成16年10月に発生した新潟県中越地震により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,435
施設整備費補助金	26
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	12
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	793
授業料及入学金検定料収入	705
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	88
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	24
長期借入金収入	0
計	4,290
支出	
業務費	4,228
教育研究経費	3,089
診療経費	0
一般管理費	1,139
施設整備費	26
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	24
長期借入金償還金	12
計	4,290

[人件費の見積り]

期間中総額3,008百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,194
経常費用	4,193
業務費	3,797
教育研究経費	570
診療経費	0
受託研究費等	3
役員人件費	52
教員人件費	2,323
職員人件費	849
一般管理費	377
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	19
臨時損失	1
収入の部	4,194
経常収益	4,193
運営費交付金	3,357
授業料収益	563
入学金収益	117
検定料収益	25
附属病院収益	0
受託研究等収益	3
寄附金収益	21
財務収益	0
雑益	88
資産見返運営費交付金等戻入	2
資産見返寄附金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	17
臨時利益	1
純利益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,330
業務活動による支出	4,174
投資活動による支出	104
財務活動による支出	12
翌年度への繰越金	40
資金収入	4,330
業務活動による収入	4,252
運営費交付金による収入	3,435
授業料及入学金検定料による収入	705
附属病院収入	0
受託研究等収入	3
寄付金収入	21
その他の収入	88
投資活動による収入	38
施設費による収入	38
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	40

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

学校教育学部	初等教育教員養成課程 640人 (うち教員養成に係る分野 640人)
学校教育研究科	学校教育専攻 240人 (うち修士課程 240人) 幼児教育専攻 20人 (うち修士課程 20人) 障害児教育専攻 60人 (うち修士課程 60人) 教科・領域教育専攻 280人 (うち修士課程 280人)
附属小学校	480人 学級数 12クラス
附属中学校	360人 学級数 9クラス
附属幼稚園	90人 学級数 3クラス